

軍用外来機飛来に抗議し、即時撤去を求める意見書

平成30年8月13日夜に強襲揚陸艦ワスプで運用されている最新鋭ステルス戦闘機F-35B5機が飛来した。飛来した目的や駐留期間は明らかにされていない。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛来による騒音被害が増加している事は明らかであり、看過できない。そればかりか、嘉手納基地の騒音については、騒音規制措置（騒音防止協定）において午後10時から午前6時までの飛行制限が明記されているものの、基地司令官が出した滑走路運用指示書では、夏場には午前0時まで飛行を認める事が明記され、合意破りを前提とした運用が容認されている。防衛局が平成29年度から始めた嘉手納基地の24時間目視調査結果によると4月から11月の調査結果で飛行制限時間外の離着陸回数が1173回に上り、そのうち午前0時から6時にかけては604回を数え、騒音被害が近隣住民の生活に深刻な影響を与えている事が裏付けられている。

欧州に駐留する米空軍は、その国と国民を尊重し、自ら騒音を軽減する姿勢があるが、日本、とりわけ沖縄においては、やりたい放題であると言っても過言ではない。

地域住民が日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、ルールへの遵守と本質的な負担軽減策を図るべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機飛来を中止させ、即時撤去させること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施させ、機能移設・訓練移転を図らせること。
- 3 騒音防止協定を遵守させ、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年8月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長